

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第三号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条第三項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年五月九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 金子 恭之

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 末松 信介

厚生労働大臣 後藤 茂之

農林水産大臣 金子原二郎

経済産業大臣 萩生田光一

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 山口 壯

対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

(対内直接投資等に関する命令の一部改正)

第一条 対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年
総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、
運輸省、郵政省、労働省、建設省）
の一部を次のように改正する。

別紙様式第一、第二、第六及び第七の様式中「又は~~金融移動~~」を、「~~金融移動~~又は~~証券~~
~~取引~~」に改め、「第17条の3」の次に「又は第17条の4」を、「~~為替取引~~」の次に「~~又~~
~~は証券取引の登録~~」を加える。

(外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六
年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号）の一部を次のように改正する。

削除

第十三条第二項

別表中

第十三条第二項

を

第十三条第五項

に改める。

削除

第十三条第六項

附 則

(施行期日)

1 この命令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年五月十日）から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七の様式による届出書については、当分の間、同条の規定による改正前の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七の様式による届出書を取り繕い使用することができる。